

株式会社ひかりホールディングス 定款

2022 年 11 月 29 日 改正

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ひかりホールディングスと称し、英文では、H i k a r i
H o l d i n g s C o . , L t d . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) タイルの製造、加工、輸出入及び販売
- (2) 石材の加工及び販売
- (3) れんがの加工及び販売
- (4) 不動産の賃貸
- (5) タイル工事業
- (6) プラスチック成型加工業
- (7) タイル天然石輸出入及び販売
- (8) 建材の加工及び販売
- (9) 石工事業
- (10) 土木工事、管工事、舗装工事、建築工事の設計、施工及び請負業
- (11) 電気工事、通信設備工事業
- (12) 無線、通信、伝送機器の個別ならびにシステムの調整、検査
- (13) 消防施設工事の設計、施工、請負業
- (14) 建物内外の保守管理、清掃業務
- (15) 電力、ガス、水道、オイル等設備の敷設工事、故障修理、維持、撤去工事、
設備管理
- (16) 電力制御システムの設計、販売
- (17) 電力会社の委託による変電所等各種設備のメンテナンス業務
- (18) 省電力のための設備機器に関する企画設計監理及びコンサルタント業務
- (19) 物品のレンタル、リース業
- (20) 写真撮影及びビデオ撮影業務
- (21) 保険募集および保険代理店業務
- (22) 企業の経営、買収、M&Aに関する業務

(23) 上記各号に付帯する一切の業務

2. 当社は、以下の事業及びこれに付帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

(1) グループ会社等を対象にした金銭の貸付、債権の売買、債務の保証、投資顧問等の業務

(2) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務、IT関連業務及びその他必要と認めた業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県多治見市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 119, 600株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年8月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 3 1 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合で、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

1. 現行定款第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 18 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する 改正 規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。